# 令和8年度高等学校卒業程度認定審査（後期）について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/index_00002.htm

記事ページ本文

現在位置
トップ
>
教育
>
小学校、中学校、高等学校
>
飛び入学について
> 高等学校卒業程度認定審査
高等学校卒業程度認定審査
1. 高等学校卒業程度認定審査について
「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月3日教育再生実行会議）及び「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」（平成26年12月22日中央教育審議会答申）における提言を踏まえ、飛び入学制度の活用を促す観点から、大学への飛び入学者について、文部科学大臣が高等学校卒業者と同等以上の学力を有することを認定する制度（高等学校卒業程度認定審査）を創設し、令和4年度から開始しています。ここでは、本制度の概要や出願手続き等についてお知らせします。
高等学校卒業程度認定審査の概要 (PDF:325KB)
高等学校卒業程度認定審査規則・実施要綱等
高等学校卒業程度認定審査の合格によって受験等が可能となる採用試験、国家資格一覧
(PDF:376KB)
審査結果一覧
2. 令和8年度高等学校卒業程度認定審査（後期）日程
出願期間
令和8年9月28日（月曜日）~ 10月26日（月曜日）
※郵送の場合は当日消印有効
※メールの場合は10
月26日（月曜日）23
時59分送信分まで有効
出願書類の確認
審査の実施
令和8年11月頃 ~ 12月頃
審査結果の送付
※合格者には合格証書を送付
令和9年1月末頃
3. 出願について
出願を希望される方は、以下の「令和8年度高等学校卒業程度認定審査（後期）出願案内」を確認の上、出願書類を事務局へ提出してください。なお、出願書類は、以下の様式をダウンロードして作成してください。
・
令和8年度高等学校卒業程度認定審査（後期）出願案内（PDF:360KB）
・
【様式】願書・履歴書（Word:27KB）
・

【様式】学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した証明書（Word:25KB）
合格後に合格証明書の発行等を希望される場合は、以下の様式をダウンロードして申請書を作成し、必要な書類等を同封の上、事務局へ提出してください。詳しくは、「令和8年度高等学校卒業程度認定審査（後期）出願案内」を確認してください。
※合格証明書の発行等は郵送による申請のみ受け付けます。電話、メール、来省での申請はできませんのでご注意ください。
文部科学省が申請書等を受領してから合格証明書等を発行・発送するまで約1週間程度かかります。受領した申請書から順次処理を行うため、個別にお急ぎの依頼をいただいてもご対応できかねますのでご了承ください。
・
【様式】合格証明書交付願い（Word:31
KB
）
・
【様式】合格証書再交付願い（Word:28KB）
お問合せ先
初等中等教育局高等学校振興課
PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。
ページの先頭に戻る
文部科学省ホームページトップへ

# 高等学校卒業程度認定審査について

## 背景・趣旨

○現行制度では、飛び入学者は、高等学校等を中途退学して大学へ入学することとなっており、大学入学後に大学を中途退学するなどして進路変更をしようとするとき、当該学生は高等学校等卒業の扱いとならず、就職や資格試験等の受験において困難が生じるとともに、飛び入学の活用が促進されない一因ともなっている。

○グローバル化の進展に伴い激化する国際競争の中で、新たなイノベーションを創出し、国際的に活躍できる人材を育成するため、飛び入学制度の活用を図っていくことは重要であることから、大学への飛び入学者について、高等学校卒業と同等の法的地位や社会的評価が得られるための仕組みを構築することが必要である。

※参考：大学への飛び入学者（累計）１６１名（令和８年７月時点）

## 制度内容

○制度概要

大学への飛び入学者について、入学した大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校において３年の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定する。

○審査の流れ

審査は年１回以上実施（時期等はインターネット等により公表）。

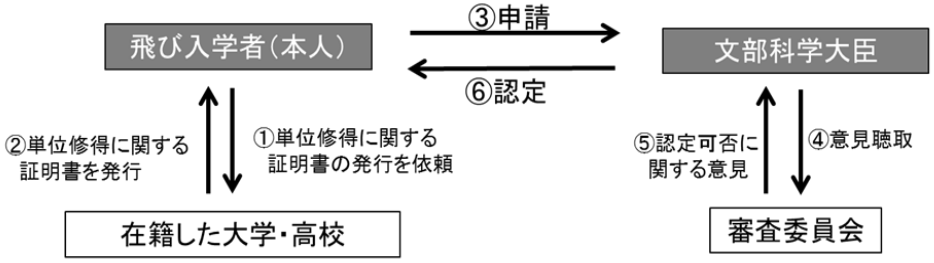


○認定の基準

①高等学校で50単位以上を修得していること（高等学校以外の学校種の場合には、高等学校における50単位以上の修得に相当する学修の成果を有すること等）
②大学で16単位以上を修得していること
③修得した単位の分野が著しく偏っていないこと

○審査委員会

高等学校、大学関係者等を委員として構成する。

○認定の効果

認定審査に合格した者を高等学校卒業程度認定審査合格者とする。同合格者に対して合格証書を授与する。

また、学校教育法施行規則を改正し、同合格者を大学に入学することのできる者に加え、高等学校卒業と同等の法的地位を与える。

○留意事項（「高等学校卒業程度認定審査規則の施行について（通知）」（令和４年４月１日）

・飛び入学制度の実施大学は、飛び入学の検討者や既に飛び入学した者に対して、認定審査について周知いただきたいこと。
・各大学は、飛び入学制度の導入及び積極的な活用を改めて検討されたいこと。その際、飛び入学制度の適切な運用を図ること。
・各高等学校等は、飛び入学のために中途退学した者に対し、認定審査の利用の有無に関わらず、本人の希望も踏まえつつ、卒業生に準じた配慮を検討いただきたいこと。
（例）卒業アルバムや同窓会名簿等への掲載、卒業式や卒業生の参加するイベント等への招待、一般の「卒業生」に代わる呼称（例えば、「名誉卒業生」や「同窓生」等）の検討

**高等学校卒業程度認定審査の合格によって受験等が可能となる採用試験、国家資格一覧**
**（令和４年８月１日時点）**

大学への飛び入学者は、高等学校等の中途退学という扱いになりますが、高等学校卒業程度認定審査に合格することで大学入学資格が得られるほか、高等学校等の卒業を受験等の要件として設定している採用試験や国家試験について受験等が可能となるものがあります。当該採用試験、国家資格は以下表のとおりです。

なお、全ての試験・資格を網羅しているわけではありません。以下表中の試験・資格以外でも高等学校卒業程度認定審査の合格によって受験等が可能となる試験・資格がある場合があります。また、受験等にあたっては、高等学校卒業程度認定試審査の合格以外に、受験期間に制限があったり、実務への従事経験や専門的な課程の修了等が求められるものもあります。詳しくは担当の各府省庁等へお問い合わせください。

## （１）高等学校卒業程度認定審査の合格によって受験等が可能となる（予定含む。）採用試験、国家資格

・採用試験

| | |
|---|---|
| 防衛省 | 防衛大学校学生採用試験 |
| | 防衛医科大学校医学科学生採用試験 |
| | 防衛医科大学校看護学科学生採用試験（自衛官候補看護学生） |
| | 防衛医科大学校看護学科学生採用試験（技官候補看護学生） |
| | 航空学生採用試験 |

・国家資格

| | |
|---|---|
| 厚生労働省 | 職業訓練指導員 |
| | 技能士 |
| | 安全管理者 |
| | 安全衛生推進者 |
| | 元方安全衛生管理者 |
| | 店社安全衛生管理者 |
| | 第一種衛生管理者 |
| | 第二種衛生管理者 |
| | 第一種作業環境測定士試験 |
| | 第二種作業環境測定士試験 |
| | 安全管理士 |
| | 衛生管理士 |
| | 保育士試験 |

| | |
|---|---|
| 農林水産省 | 普及指導員資格試験 |
| | 林業普及指導員資格試験 |
| 経済産業省 | ダム水路主任技術者（第一種及び第二種） |
| | ボイラー・タービン主任技術者 |
| 国土交通省 | 建設機械施工管理１級第１次検定 |
| | 建設機械施工管理２級第２次検定 |
| | 土木施工管理１級第１次検定 |
| | 土木施工管理２級第２次検定 |
| | 建築施工管理１級第１次検定 |
| | 建築施工管理２級第２次検定 |
| | 電気工事施工管理１級第１次検定 |
| | 電気工事施工管理２級第２次検定 |
| | 管工事施工管理１級第１次検定 |
| | 管工事施工管理２級第２次検定 |
| | 造園施工管理１級第１次検定 |
| | 造園施工管理２級第２次検定 |
| | 電気通信工事施工管理１級第１次検定 |
| | 電気通信工事施工管理２級第２次検定 |
| | 浄水槽設備士試験 |
| | 土地区画整理士技術検定 |

**（２）高等学校卒業程度認定審査に出願しなくても受験等が可能となる（＝大学に飛び入学したことで受験等が可能となる）採用試験、国家資格**

・採用試験

| | |
|---|---|
| 人事院 | 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験） |
| | 皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）（護衛官の区分に限る） |
| | 入国警備官採用試験（警備官の区分に限る） |
| | 税務職員採用試験 |
| | 航空保安大学校学生採用試験 |
| | 気象大学校学生採用試験 |
| | 海上保安大学校学生採用試験 |
| | 海上保安学校学生採用試験 |
| 衆議院 | 衆議院事務局職員採用衛視試験 |
| 参議院 | 参議院事務局職員採用一般職（技術）試験 |

| | |
|---|---|
| | 参議院事務局職員採用専門職（衛視）試験 |
| 裁判所 | 裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官・高卒者区分） |

・国家資格

| | |
|---|---|
| 文部科学省 | 幼稚園教員資格認定試験 |
| | 小学校教員資格認定試験 |
| | 特別支援学校教員資格認定試験 |
| 厚生労働省 | 診療放射線技師【※】 |
| | 臨床検査技師【※】 |
| | 理学療法士【※】 |
| | 作業療法士【※】 |
| | 視能訓練士【※】 |
| | 言語聴覚士【※】 |
| | 臨床工学技士【※】 |
| | 義肢装具士【※】 |
| | あん摩マッサージ指圧師【※】 |
| | はり師【※】 |
| | きゅう師【※】 |
| | 柔道整復師【※】 |
| | 救急救命士【※】 |

【※】ただし、飛び入学した大学が、当該資格に係る養成校として指定されている必要があります。

# 令和８年度
# 高等学校卒業程度認定審査
# （後期）
# 出願案内

文　部　科　学　省

# 目　　次


| | （ページ） |
|---|---|
| １．高等学校卒業程度認定審査について | １ |
| ２．高等学校卒業程度認定審査の実施日程 | ２ |
| ３．出願書類等 | ３ |
| ４．出願方法 | ６ |
| ５．その他 | ７ |
| ６．高等学校卒業程度認定審査関係法令 | ８ |
| 別紙１　出願書類チェックリスト | 13 |
| 別紙２　封筒記入例 | 14 |
| 別紙３　出願書類・各種申請書記入例 | 15 |
| 別紙４　切手の額面について | 21 |
| 別紙５　高等学校卒業程度認定審査の合格によって受験等が可能となる採用試験、国家資格一覧 | 22 |


※　出願書類及び各種申請書等の様式（電子データ）は文部科学省のウェブサイト
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/index_00002.htm
からダウンロード可能です。


＜高等学校卒業程度認定審査に関する問合せ先＞
〒１００－８９５９　東京都千代田区霞が関３－２－２
文部科学省初等中等教育局高等学校振興課

電　話　０３－５２５３－４１１１
（内線）４８５３
E-mail koukou@mext.go.jp

# １．高等学校卒業程度認定審査について

## （１）高等学校卒業程度認定審査とは

高等学校等に２年以上在学し、特定の分野において特に優れた資質を有する者は、高等学校等を中途退学して大学へ飛び入学することができます。

高等学校卒業程度認定審査は、大学への飛び入学者について、高等学校での学修状況に加えて、入学した大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校を卒業した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定する制度です。高等学校卒業程度認定審査の合格者は大学入学資格を得ることができます。

## （２）出願資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第２項の規定により大学へ飛び入学した者に受験資格があります。なお、高等学校卒業程度認定審査規則（令和４年文部科学省令第 18 号）の施行（令和４年４月１日）より前に、大学へ飛び入学した者にも受験資格が認められます。

〇高等学校卒業程度認定審査規則（令和４年文部科学省令第 18 号）
（出願資格）
第三条　高等学校卒業程度認定審査を受けることができる者は、法第九十条第二項の規定により大学に入学した者（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年文部科学省令第八十号）による改正前の学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条第五号の規定により大学に入学した者を含む。）とする。

〇学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
第九十条　大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。
一　当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。
二　当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

## ２．高等学校卒業程度認定審査の実施日程

令和８年度高等学校卒業程度認定審査（後期）の実施日程は下表のとおりです。

| 内　　容 | 日　　程 |
|---|---|
| 出願期間 | 令和８年９月28日（月）～　10月26日（月）<br>※郵送の場合は当日消印有効<br>※メールの場合は10月26日(月)23：59送信分まで有効 |
| 出願書類の確認<br>審査の実施 | 令和８年11月頃～12月頃 |
| 審査結果の送付<br>※合格者には合格証書を送付 | 令和９年１月末頃 |

※出願期間以外の出願は受け付けられません。

※合格者には「合格証書」を送付しますが、別途「合格証明書」が必要な場合には、合格後に改めて申請してください。（出願時に「合格証明書」の申請を行うことはできません。）

## ３．出願書類等

高等学校卒業程度認定審査の出願書類は下表のとおりです。

※提出後の内容の変更はできませんので、願書・履歴書等に記入ミスがないか、提出前に必ず確認してください。その際、P.13 の「別紙１　提出書類チェックリスト」を御活用ください。

※出願書類は一切返却できませんので御注意ください。

| No | 出願書類 | 注意事項 |
|---|---|---|
| ① | 願書・履歴書 | ○「氏名」欄の表記は、戸籍抄本又は住民票の写しの表記と同一にしてください。<br>○「現住所等」には、審査結果の郵送先や書類に不備がある場合の連絡先となりますので、正確に記入してください。<br>※住所は実際に居住しているところを記入してください。<br>※下宿等により、出願者氏名と異なる世帯主の住居を指定する場合には「○○様方」と記載してください。<br>※出願書類の内容確認の連絡をする場合がありますので、「住所」欄に、平日昼間に連絡を取ることが可能な電話番号（携帯電話等）やメールアドレスを記入してください。<br>※出願書類に不備があるにもかかわらず、確認の連絡が取れない場合は出願を受理できませんので、注意してください。<br>※出願後に住所を変更した場合には、直ちに文部科学省へ新住所を届け出てください。また、郵便局で郵便物の転居・転送サービスの届出を行ってください。<br>○「送付先」欄は、審査結果の送付先や書類に不備がある場合の連絡先が、「現住所等」と異なる場合のみ、記入してください。（「現住所等」と同じ場合は、空欄としてください。）<br>○「学歴」欄には、高等学校段階以降の学校名、入学年度等を記入してください。<br>○「職業」欄には、出願時点でのご職業（勤務先名含む。）を記入してください。なお、出願時点で大学在学中の場合は、「大学生」と記入してください。<br>○「飛び入学理由」欄には、例えば、「国際物理オリンピックでメダルを獲得したことをきっかけに、早く物理に |

| | | |
|---|---|---|
| | | ついて専門的な研究を行いたいと思うようになり、〇〇大学の説明会に参加して、飛び入学に挑戦したいという気持ちが強くなったため。」等のように、具体的かつ明瞭に記述してください。<br>〇「特記事項」欄には、例えば、「第〇回国際物理オリンピックにおいて金メダル獲得。」、「〇〇において文部科学大臣賞を受賞。」等、国際的又は全国的な大会、コンクールにおいて収めた（優秀な）成績やその他業績がある場合には記述してください。<br>〇本人控え用として、送付前に写し（コピー）を取るなどのご対応をお願いします。 |
| ② | 戸籍抄本又は住民票の写し | 〇本籍地が記載されたものを提出してください。<br>※本籍地が記載されていない場合は受理できません。<br>※マイナンバーの記載は不要。<br>〇出願前６ヶ月以内に交付されたものを提出してください。<br>〇「住民票の写し」は、役所から発行された住民票の写しの原本を提出してください。<br>〇改姓名をされた方で、各種証明書と現在の姓名が異なる場合は、戸籍抄本を提出してください。 |
| ③ | 大学が発行する学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学したことを証する書面 | 〇各大学から取り寄せた上で、原本を御提出ください。<br>〇提出された証明書は、返却できません。<br>〇本人控え用として、送付前に写し（コピー）を取るなどのご対応をお願いします。 |
| ④ | 高等学校等が発行する成績証明書その他の学修の成果を証する書面 | 〇各高等学校等から取り寄せた上で、原本を御提出ください。<br>〇単位数が記載されていない証明書は受理できません。単位数の記載が必要である旨を高等学校等へお伝えください。<br>〇なお、高等学校等で厳封されていない証明書は受理できません。<br>〇提出された証明書は、返却できません。<br>〇本人控え用として、証明書を２通取り寄せる、又は証明書のコピーを別にもらうなどの御対応をお願いします。 |
| ⑤ | 大学が発行する成績証明書その | 〇各大学から取り寄せた上で、原本を御提出ください。<br>〇単位数及び単位の修得時期の記載がされていない証明 |

| | | |
|---|---|---|
| | 他の学修の成果を証する書面 | 書は受理できません。単位数や単位の修得時期の記載が必要である旨を大学へお伝えください。<br>〇大学で厳封されていない証明書は受理できません。<br>〇提出された証明書は、返却できません。<br>〇本人控え用として、証明書を２通取り寄せる、又は証明書のコピーを別にもらうなどの御対応をお願いします。 |
| ⑥ | 返信用封筒 | 〇審査結果等の送付用として切手を貼付した返信用封筒（角型２号（Ａ４用紙が折らずに入るサイズ）に送付先を記入したもの。）を１通同封してください。<br>※切手料金に関しては、「別紙４　返信切手の額面について」をご覧ください。 |

〇高等学校卒業程度認定審査規則（令和４年文部科学省令第 18 号）

（出願手続）

第五条　高等学校卒業程度認定審査を受けようとする者は、出願書類に次の各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に願い出なければならない。

一　履歴書一通

二　戸籍抄本又は住民票の写し一通（いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの）

三　大学が発行する法第九十条第二項の規定により当該大学に入学したことを証する書面

四　高等学校等が発行する成績証明書その他の学修の成果を証する書面

五　大学が発行する成績証明書その他の学修の成果を証する書面

２　前項第二号から第五号までに掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもって代えることができる。

## ４．出願方法

出願方法は下記のとおり（１）メールによる出願（２）郵送による出願の２種類あります。

（１）メールによる出願

〇下記の提出先に出願書類をご提出ください。

〇その際、メールの件名は「【出願書類送付】高等学校卒業程度認定審査」に統一してください。

〇メールの受信確認後、受信を確認した旨の連絡を文部科学省から行いますが、メール送信後５日以内に受信確認のメールが届かない場合は、下記の電話番号に御連絡ください。

【提出先】

文部科学省　初等中等教育局　高等学校振興課　企画係

電　話　　０３－５２５３－４１１１（内線）４８５３

E-mail　　koukou@mext.go.jp

〇メールによる出願を行う場合、「３．出願書類等」の出願書類②～⑤については、メールによる提出ではなく、郵送による提出としてください。郵送による提出方法は、以下（２）を御確認ください。

（２）郵送による出願

〇封筒の表に「高等学校卒業程度認定審査　出願書類在中」と朱書きし、「書留」又は「簡易書留」で出願書類を郵送してください(封筒記入例を参照)。また、郵便局から「書留郵便物等受領証」を受け取り、保管しておいてください。

〇書留郵便以外の方法（普通郵便、宅配便、メール便等）で発送しないでください。また、文部科学省への直接持参による出願は受け付けません。

〇出願書類の到着確認が必要な場合は、簡易書留郵便の引受番号により、直接郵便局に確認してください。

【提出先】

文部科学省　初等中等教育局　高等学校振興課　企画係

住　所　　〒１００－８９５９　東京都千代田区霞が関３―２―２

## ５．その他

（１）　出願書類等の様式（電子データ）は文部科学省のウェブサイト
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/index_00002.htm
からダウンロード可能です。

（２）出願書類に不備がある場合は、文部科学省から電話やメール等により連絡します。出願書類に不備があり、解消されない場合、出願を受け付けられません。

（３）高等学校卒業程度認定審査に関して不正の行為を行った者に対して、その合格を無効とします。また、合格が無効になった場合には、直ちに合格証書及び合格証明書を返納しなければなりません。

（４）　審査結果は、審査終了後、郵送にて連絡します。合格者には合格証書を送付します。
なお、合格証明書の発行や合格証書の再発行が必要な場合には、申請書に必要事項を記入の上、切手を貼付した返信用封筒１通を同封し、文部科学省初等中等教育局高等学校振興課に申請してください。
※合格証明書は、合格者が申請することができます。
※年度末時点で 18 歳未満の方は、合格証明書は発行できません。

## ６．高等学校卒業程度認定審査関係法令

〇学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（抄）

第九十条　大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一　当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二　当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

〇学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（抄）

第百五十条　学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

二　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三　専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

四　文部科学大臣の指定した者

五　高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

五の二　学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

六　学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

七　大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの第百五十一条　学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たつては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関す

る制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第百五十一条　学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たつては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第百五十二条　学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第百五十三条　学校教育法第九十条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。

第百五十四条　学校教育法第九十条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者と定める。

一　中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に二年以上在学した者

二　外国において、学校教育における九年の課程に引き続く学校教育の課程に二年以上在学した者

三　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に二年以上在学した者

四　第百五十条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者

五　文部科学大臣が指定した者

六　高等学校卒業程度認定試験規則第四条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第四条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、十七歳に達したもの

〇高等学校卒業程度認定審査規則（令和４年文部科学省令第 18 号）

（趣旨）

第一条　学校教育法（第三条及び第五条第一項第三号において「法」という。）第九十条第一項の規定に基づき、同条第二項の規定により大学に入学した者が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定のための審査（以下「高等学校卒業程度認定審査」という。）を行う場合は、この省令の定めるところによる。

（高等学校卒業程度認定審査の施行）

第二条　高等学校卒業程度認定審査は、毎年少なくとも一回、文部科学大臣が行う。

２　高等学校卒業程度認定審査の施行期日及び出願の期限は、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

（出願資格）

第三条　高等学校卒業程度認定審査を受けることができる者は、法第九十条第二項の規定により大学に入学した者（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年文部科学省令第八十号）による改正前の学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条第五号の規定により大学に入学した者を含む。）とする。

（審査の方法）

第四条　第一条に規定する認定は、文部科学大臣が別に定めるところにより、高等学校等（高等学校及び学校教育法施行規則第百五十四条各号に掲げる者が在学した学校等をいう。次条第一項第四号において同じ。）及び大学における学修の成果その他これに相当するものを審査して行う。

（出願手続）

第五条　高等学校卒業程度認定審査を受けようとする者は、出願書類に次の各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に願い出なければならない。

一　履歴書一通

二　戸籍抄本又は住民票の写し一通（いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの）

三　大学が発行する法第九十条第二項の規定により当該大学に入学したことを証する書面

四　高等学校等が発行する成績証明書その他の学修の成果を証する書面

五　大学が発行する成績証明書その他の学修の成果を証する書面

２　前項第二号から第五号までに掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもって代えることができる。

（認定審査合格者）

第六条　高等学校卒業程度認定審査に合格した者を認定審査合格者とする。ただし、その者が十八歳に達していないときは、その者は、十八歳に達した日の翌日から認定審査合格者となるものとする。

（合格証書の授与等）

第七条　認定審査合格者（十八歳に達していない者を含む。第九条第三項において同じ。）に対しては、合格証書を授与する。

２　合格証書を有する者がその氏名若しくは本籍を変更し、又は合格証書を破損し、若しくは紛失した場合において、その事由を付して願い出たときは、合格証書を書き換え又は再交付する。

（合格証明書の交付）

第八条　認定審査合格者がその合格の証明を願い出たときは、合格証明書を交付する。

（不正の行為を行った者に対する処分）

第九条　文部科学大臣は、高等学校卒業程度認定審査に関して不正の行為を行った者に対して、その合格を無効とすることができる。

２　前項の規定により合格を無効にするときは、文部科学大臣は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。

３　第一項の規定による処分を受けた認定審査合格者は、直ちに合格証書及び合格証明書を

返納しなければならない。

（雑則）

第十条　この省令に定めるもののほか、高等学校卒業程度認定審査の実施に関し必要な事項は、文部科学大臣が定める。

〇高等学校卒業程度認定審査実施要綱（令和４年４月１日文部科学大臣決定）

（審査の実施）

第１条　毎年６月と 12 月の時期に実施する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

（出願の期限）

第２条　出願の期限は、前条に定める実施時期を踏まえて定めるものとする。

（審査基準）

第３条　認定審査においては、次の各号に掲げる要件に基づいて審査を行う。

一　次のイからホまでのいずれかに該当すること

イ　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。同号ニにおいて同じ。）において 50 単位以上を修得していること

ロ　学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 154 条第１号から第４号までに掲げる学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を除く。）、課程又は施設において、高等学校における 50 単位以上の修得に相当する学修の成果を有すること

ハ　高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第１号）第４条に定める試験科目の全てについて合格点を得ていること（同令第５条第１項から第５項までの規定に基づき試験の免除を受けた試験科目を除く。）

ニ　高等学校及び高等専門学校並びに学校教育法施行規則第 154 条第３号に掲げる施設並びに同条第２号及び第４号に掲げる課程において、通算して高等学校における 50 単位以上の修得に相当する学修の成果を有すること

ホ　高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成 13 年文部科学省告示第 167 号）第２号から第５号までに掲げる者であること

二　大学において 16 単位以上を修得していること（大学入学後に履修して修得した単位に限る。）

三　前二号に掲げる学修の内容が特定の教科・分野等に偏っていないこと

２　出願者の特に優れた業績等により特に考慮するべき事項がある場合、その事項を考慮して前項に掲げる審査を行うことができる。

（意見の聴取）

第４条　文部科学大臣は、認定審査を行おうとするときは、あらかじめ審査委員会に意見を聴くものとする。

２　審査委員会は、高等学校教育について識見を有する者、大学教育について識見を有する者その他適当と認める者をもって構成する。

３　審査委員会は、前条に定める基準に基づいて審査を行い、意見を述べるものとする。

（審査結果の通知）

第５条　審査の結果は、直接本人宛てに通知するものとし、合格者には、合格証書を送付する。

別紙１

# 出願書類チェックリスト

チェック欄

| | | |
|---|---|---|
| 願書・履歴書 | 所定の様式を使用しているか。 | □ |
| | 日付、氏名、ふりがな、生年月日、住所等の記載があるか。 | □ |
| | 電話番号は平日日中に連絡を取ることが可能な電話番号か。 | □ |
| | メールアドレスは英字（大文字・小文字）、数字を明確に記入したか。 | □ |
| 戸籍抄本<br>又は<br>住民票の写し | 出願前６月以内に交付されたものか。 | □ |
| | 改姓名をされた方で、各種証明書と現在の姓名が異なる場合は、戸籍抄本を用意しているか。 | □ |
| 大学が発行する学校教育法第 90 条第２項の規定により当該大学に入学したことを証する書面 | 高等学校等や大学が発行する証明書等、公的なものか。 | □ |
| 高等学校等や大学が発行する成績証明書その他の学修の成果を証する書面 | | |
| 返信用封筒（１枚） | 角型２号の封筒を使用し、切手を貼付、送付先を記入したか。<br>※切手料金に関しては、「別紙４　返信切手の額面について」をご覧ください。 | □ |

封　筒　記　入　例

別紙２

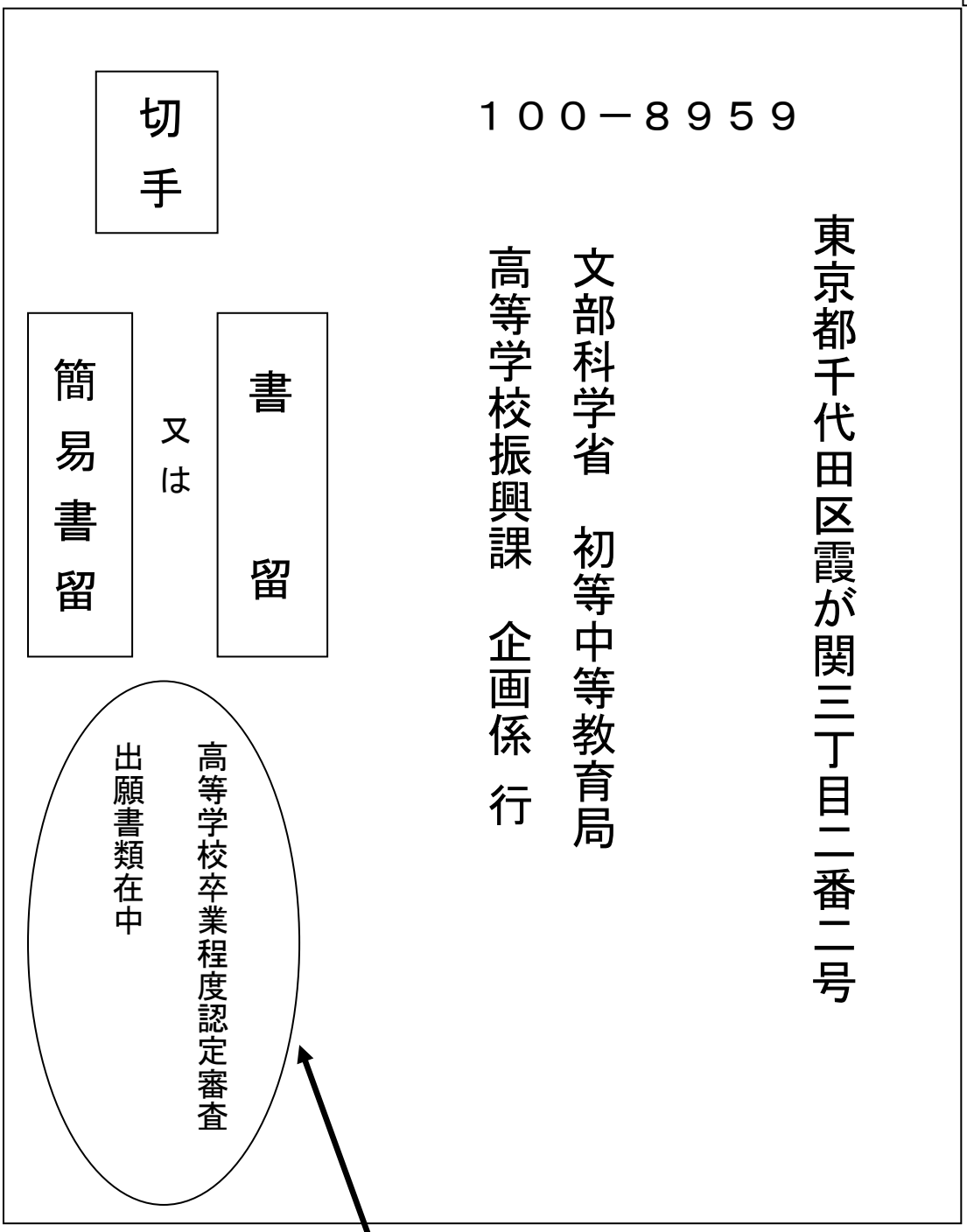


朱書きしてください。

①角形２号（Ａ４が入るサイズ）の封筒を使用し、提出書類を折らないようにしてください。

②書留又は簡易書留で郵送してください。

③封筒の裏には、住所、氏名（ふりがな付き）を記入してください。

別紙３

様式（願書・履歴書）の記入例

整理番号　**※記入しない（事務局にて記入）**

# 願　書・履　歴　書

（ 令和〇年〇月〇日 現在）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏　名 | | 姓 | 名 |
| | ふりがな | **もんか** | **はなこ** |
| | 氏　名 | **文科** | **花子** |
| 生年月日 | 昭和<br>〇〇年　〇〇月　〇〇日<br>(平成) | | |
| 本　籍 | **東京都** | 過去の出願状況 | ☑今回が初めての申請<br>☐過去に申請して、不合格となったことがある。 |
| 現住所等（注１） | **〒１００―８９５９**<br>**東京都千代田区霞が関３丁目２番２号** | | |
| | 電話番号：　**０３　（　５２５３　）４１１１** | | |
| | 携帯電話：　**〇〇〇（　〇〇〇〇　）〇〇〇〇** | | |
| | e-mail: **koukou@mext.go.jp** | | |
| 送付先（注２） | 〒 | | |
| | 電話番号：　（　　） | | |

| 学　歴（注３） | 年 | 月 | 学校名等 |
|---|---|---|---|
| | **平成〇年** | **４月** | **〇〇県立〇〇高等学校（全日制）　入学** |
| | **平成〇年** | **７月** | **〇〇県立〇〇高等学校（全日制）　中途退学** |
| | **平成〇年** | **４月** | **国立大学法人　〇〇大学〇〇学部〇〇学科　入学** |

| | |
|---|---|
| 職　業 | **会社員（株式会社〇〇）** |
| 飛び入学 | **国際物理オリンピックでメダルを獲得したことをきっかけに、早く物理につ** |

| | |
|---|---|
| 理由 | **いて専門的な研究を行いたいと思うようになり、〇〇大学の説明会に参加して、飛び入学に挑戦したいという気持ちが強くなったため。** |
| 特記事項 | **・第〇回国際物理オリンピックにおいて金メダル獲得。**<br>**・〇〇において文部科学大臣賞を受賞。** |

注１. 審査結果の郵送先、書類に不備がある場合の連絡先となりますので、正確に記入してください。

●住所は実際に居住しているところを記入してください。

●下宿等により、出願者氏名と異なる世帯主の住居を指定する場合には「〇〇様方」と記載してください。

●出願書類に不備があるにもかかわらず、確認の連絡が取れない場合は出願を受理できませんので、注意してください。

●出願後に住所を変更した場合には、直ちに文部科学省へ新住所を届け出てください。また、郵便局で郵便物の転居・転送サービスの届出を行ってください。

注２. 審査結果の送付先や書類に不備がある場合の連絡先が、「現住所等」と異なる場合のみ、記入してください。（「現住所等」と同じ場合は、空欄としてください。）

注３. 高等学校段階以降の学校名、入学年度を記入してください。

●高等学校に在籍していた方は全日制、定時制又は通信制の別も「学校名等」の欄に記入してください。

●大学については学部・学科名も「学校名等」の欄に記入してください。

様式（合格証書再交付願）の記入例

# 合格証書再交付願

## 文部科学大臣　殿

高等学校卒業程度認定審査規則第７条第２項に基づき、高等学校卒業程度認定審査の合格証書を再交付願います。

記

（　令和〇年〇月〇日　申請）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ふりがな | もんか　はなこ | 生年月日 | 昭和<br>〇年　〇月　〇日<br>(平成) |
| 氏　　名 | 文科　花子 | | |
| 合格年度 | 令和〇年度 | 証書番号 | 〇〇〇〇〇〇 |
| 本籍（都道府県） | 東京　　(都)・道　・府　・県 | | |
| 現住所（都道府県） | 〒１００－８９５９　　電話　０３（　５２５３　）４１１１<br>東京都千代田区霞が関３丁目２番２号 | | |

再交付の事由（該当するものに〇を付けて変更事項を記入してください）

| | |
|---|---|
| (1)　紛失、汚損等による再発行 | |
| ２　氏名・本籍の変更 | 旧氏名 ＿＿＿＿＿ → 新氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿<br>旧本籍 ＿＿＿＿＿ 都・道・府・県<br>→ 新本籍 ＿＿＿＿＿ 都・道・府・県 |

【返信用封筒】

この交付願のほかに、返信用封筒を同封してください。なお、普通郵便（速達、レターパックを含む。）の取扱いのみとなります。角形２号（24cm×33cm）の封筒に、ご自身の「郵便番号」、「住所」、「氏名（「〇〇様」まで）を記入し、返信切手を貼付してください。

切手　＋　（速達での返送希望者は速達料金分切手を追加で貼付）

【申請上の注意事項】

（１）　受付から発送まで１週間程度を必要とします。必ず余裕をもって申請してください。

（２）　申請書類に不備がある場合は証書の発行ができません。連絡がとれず不備が解消されない場合は申請書類を返送することがあります。

（３）　本籍の都道府県又は氏名に変更があった場合は、変更の経緯のわかる公的書類（戸籍抄本等）を１部、添付してください。

（４）　合格年度、証書番号が不明の場合は、空欄のまま提出してください。

| |
|---|
| 合格者で証書を紛失、汚損した場合や氏名又は本籍地に変更があった場合に再発行されます。<br>合格証明書が必要な場合は「証明書交付願」で申請してください。 |

様式（合格証明書交付願）の記入例

# 合格証明書交付願

## 文部科学大臣　　殿

高等学校卒業程度認定審査規則第８条に基づき、高等学校卒業程度認定審査の下記証明書を交付願います。

（ 令和〇年〇月〇日　申請）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ふりがな | もんか　はなこ | | 生年月日 | 昭和<br>〇年　〇月　〇日<br>(平成) |
| 氏名 | 文科　花子 | | | |
| 合格年度 | 令和〇年度 | 合格証書番号 | 〇〇〇〇〇〇 | |
| 証明書の種類 | ①　合格証明書　（１通）　②　英文　合格証明書　（０通） | | | |
| ※ 英文証明書の申請者のみ、氏名のローマ字表記を記入してください。<br>※ アポスティーユ証明希望者は事前に文部科学省へ相談してください。 | (family name(姓)) | (given name(名)) | | |
| 本籍（都道府県） | 東京　　(都)・道・府・県 | | | |
| 現住所・連絡先 | 〒１００－８９５９　電話番号　０３（　５２５３　）４１１１<br>東京都千代田区霞が関３丁目２番２号 | | | |
| 証明書の必要理由 | □大学・短期大学への入学のため<br>□専門学校への入学のため<br>□就職のため<br>☑留学のため<br>□その他（　　） | | | |

【提出が必要な書類】

この交付願とあわせて、以下の書類を送付してください。文部科学省に交付願が到着してから発送までに**１週間程度**を必要としますので、注意してください。

① 返信用封筒・返信切手

角形２号（24cm×33cm）の封筒に、ご自身の郵便番号、住所、氏名（「〇〇様」まで）を記入してください。返信用封筒に返信切手を貼り付けてください。

② 変更の経緯のわかる公的書類（戸籍抄本等）　※該当者のみ

結婚等で「本籍の都道府県」又は「氏名」に変更があった方のみ、市役所等で取り寄せてください。

申請前６カ月以内に交付されたものを提出してください。（コピー不可）

【注意事項（必ず確認してください）】

（１）合格証明書について

合格証明書とは、合格者の「証書番号」、「氏名」、「本籍」、「生年月日」、「合格年月日」が記載されています。

（２）提出が必要な書類について

①返信用封筒・返信切手

●文部科学省からの証明書の返信は、普通郵便（速達、レターパックを含む）の取扱いのみとなります。

●角形２号（24cm×33cm）の封筒に、自分の郵便番号、住所、氏名（「〇〇様」まで）を記入してください。

●本人以外の宛名・住所を記入する場合は、余白に本人氏名も必ず記入してください。

●速達を希望する場合は、封筒の上部に朱書きで「速達」と記入してください。

●返信用封筒に、証明書の通数に応じた返信切手を貼り付けてください。

●返信用封筒に貼られている切手の金額が不足している場合は返信できません。

②変更の経緯のわかる公的書類（戸籍抄本等）

●「本籍の都道府県」又は「氏名」の変更の経緯がどの公的書類で確認できるかは、市役所等に確認してください。

●申請前６カ月以内に交付されたものを提出してください。（コピー不可）

（３）発行手続について

●文部科学省に交付願が到着してから発行までに**１週間程度**を必要とします。提出期限を確認し、必ず余裕をもって申請してください。※時期によっては２週間程度かかる場合もあります。

●申請書類に不備がある場合は証明書の発行の手続きができません。連絡がとれず、不備が解消されない場合は申請書類を返送させていただきます。

別紙４

# 返信切手の額面について

（１）高等学校卒業程度認定審査の出願に係る返信切手の額面について

| 返信切手の額面 |
| --- |
| 180円 |

（２）合格証書再交付の申請に係る返信切手の額面について

| 返信切手の額面 | |
| --- | --- |
| 通常の場合 | 速達の場合 |
| 180円 | 480円 |

（３）合格証明書交付願の申請に係る返信切手の額面について

| 証明書の合計通数 | 返信切手の額面 | |
| --- | --- | --- |
| | 通常の場合 | 速達の場合 |
| １通～２通 | 140円 | 440円 |
| ３通～７通 | 180円 | 480円 |

別紙５

## 高等学校卒業程度認定審査の合格によって受験等が可能となる採用試験、国家資格一覧
## （令和４年８月１日時点）

大学への飛び入学者は、高等学校等の中途退学という扱いになりますが、高等学校卒業程度認定審査に合格することで大学入学資格が得られるほか、高等学校等の卒業を受験等の要件として設定している採用試験や国家試験について受験等が可能となるものがあります。当該採用試験、国家資格は以下表のとおりです。

なお、全ての試験・資格を網羅しているわけではありません。以下表中の試験・資格以外でも高等学校卒業程度認定審査の合格によって受験等が可能となる試験・資格がある場合があります。また、受験等にあたっては、高等学校卒業程度認定試審査の合格以外に、受験期間に制限があったり、実務への従事経験や専門的な課程の修了等が求められたりするものもあります。詳しくは担当の各府省庁等へお問い合わせください。

### （１）高等学校卒業程度認定審査の合格によって受験等が可能となる（予定含む。）採用試験、国家資格

・採用試験

| | |
|---|---|
| 防衛省 | 防衛大学校学生採用試験 |
| | 防衛医科大学校医学科学生採用試験 |
| | 防衛医科大学校看護学科学生採用試験（自衛官候補看護学生） |
| | 防衛医科大学校看護学科学生採用試験（技官候補看護学生） |
| | 航空学生採用試験 |

・国家資格

| | |
|---|---|
| 厚生労働省 | 職業訓練指導員 |
| | 技能士 |
| | 安全管理者 |
| | 安全衛生推進者 |
| | 元方安全衛生管理者 |
| | 店社安全衛生管理者 |
| | 第一種衛生管理者 |
| | 第二種衛生管理者 |
| | 第一種作業環境測定士試験 |
| | 第二種作業環境測定士試験 |
| | 安全管理士 |
| | 衛生管理士 |

| | |
|---|---|
| | 保育士試験 |
| 農林水産省 | 普及指導員資格試験 |
| | 林業普及指導員資格試験 |
| 経済産業省 | ダム水路主任技術者（第一種及び第二種） |
| | ボイラー・タービン主任技術者 |
| 国土交通省 | 建設機械施工管理１級第１次検定 |
| | 建設機械施工管理２級第２次検定 |
| | 土木施工管理１級第１次検定 |
| | 土木施工管理２級第２次検定 |
| | 建築施工管理１級第１次検定 |
| | 建築施工管理２級第２次検定 |
| | 電気工事施工管理１級第１次検定 |
| | 電気工事施工管理２級第２次検定 |
| | 管工事施工管理１級第１次検定 |
| | 管工事施工管理２級第２次検定 |
| | 造園施工管理１級第１次検定 |
| | 造園施工管理２級第２次検定 |
| | 電気通信工事施工管理１級第１次検定 |
| | 電気通信工事施工管理２級第２次検定 |
| | 浄水槽設備士試験 |
| | 土地区画整理士技術検定 |

**（２）高等学校卒業程度認定審査に出願しなくても受験等が可能となる（＝大学に飛び入学したことで受験等が可能となる）採用試験、国家資格**

・採用試験

| | |
|---|---|
| 人事院 | 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験） |
| | 皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）（護衛官の区分に限る） |
| | 入国警備官採用試験（警備官の区分に限る） |
| | 税務職員採用試験 |
| | 航空保安大学校学生採用試験 |
| | 気象大学校学生採用試験 |
| | 海上保安大学校学生採用試験 |
| | 海上保安学校学生採用試験 |
| 衆議院 | 衆議院事務局職員採用衛視試験 |
| 参議院 | 参議院事務局職員採用一般職（技術）試験 |
| | 参議院事務局職員採用専門職（衛視）試験 |
| 裁判所 | 裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官・高卒者区分） |

・国家資格

| | |
|---|---|
| 文部科学省 | 幼稚園教員資格認定試験 |
| | 小学校教員資格認定試験 |
| | 特別支援学校教員資格認定試験 |
| 厚生労働省 | 診療放射線技師【※】 |
| | 臨床検査技師【※】 |
| | 理学療法士【※】 |
| | 作業療法士【※】 |
| | 視能訓練士【※】 |
| | 言語聴覚士【※】 |
| | 臨床工学技士【※】 |
| | 義肢装具士【※】 |
| | あん摩マッサージ指圧師【※】 |
| | はり師【※】 |
| | きゅう師【※】 |
| | 柔道整復師【※】 |
| | 救急救命士【※】 |

【※】ただし、飛び入学した大学が、当該資格に係る養成校として指定されている必要があります。